

事務連絡
令和2年5月4日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

「緊急事態宣言」延長に係る障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）
の対応について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」が発せられて以来、各事業所におかれては、感染防止対策を厳重に徹底した上で、の事業継続をお願いしてきたところですが、5月4日に、緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

これを受け、『「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について』（令和2年4月7日事務連絡）でお示ししている内容を引き続き要請し、感染防止対策を厳重に徹底しつつ、事業継続いただくようお願いいたしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。

なお、居宅等での生活が可能な利用者に対する通所・短期入所等サービス利用自粛への協力依頼、地域の感染拡大状況等を踏まえた臨時休業等の柔軟な対応、代替サービスを必要とする利用者に対する必要な支援等についても引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<就労を除く通所サービス>

障害福祉課障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711
阪神南・阪神北・東播磨地域 (担当：新庄 内線 3012)
北播磨・西播磨・但馬 (担当：藤井 内線 2968)
中播磨・丹波・淡路 (担当：高木 内線 3044)

<短期入所>

障害福祉課障害政策班 TEL 078-341-7711
(担当：奥村 内線 2966)

<就労系通所サービス>

ユニバーサル推進課障害者就労支援班 TEL078-341-7711
東播磨・中播磨・西播磨・但馬地域
(担当：村井 内線 2836)
阪神南・阪神北・北播磨・丹波・淡路地域
(担当：能地 内線 3036)